

宇治市立保育所移管先法人選考委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市立保育所の民営化を実施するにあたり、民営化する公立保育所(以下「対象保育所」という。)の運営を移管する社会福祉法人(以下「移管先法人」という。)を選考するため、宇治市立保育所移管先法人選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 対象保育所の運営を移管するための選考基準、選考方法及び選考審査に係る審査書類の設定に関すること。
- (2) 移管先法人の選考に関すること。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 市長は、次の各号に掲げる者のうちから選考委員を委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法人経理の経験を有する者
- (3) 保育所運営の経験を有する者
- (4) 社会福祉関係の者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から保育所民営化第2次実施計画の対象保育所に係る移管先法人が決定する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 選考委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、選考委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選考委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、選考委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、選考委員会の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援室保育課において処理する。

(補則)

第10条 会長は、この要項に定めるもののほか選考委員会の運営に関し必要な事項について、選考委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初の選考委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成20年11月5日から施行する。
- 2 この要項の施行後、最初の選考委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が行う。